

除籍に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学則第50条に規定する除籍に関し必要な事項を定める。

第2条 削除

(除籍該当者)

第3条 除籍は、学則第50条に規定するとおり、学生が次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 学則第45条に規定する休学期間を超えて復学できないとき。
- (2) 学則第6条に規定する通常の在学年限を超えたとき。
- (3) 授業料等学生納付金を滞納し、再三の督促に応じないとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 所定の手続を経ることなく他の大学等に転学したとき。

(授業料未納による除籍の取扱い)

第4条 前条第3号に定める授業料未納による除籍の取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 卒業に要する最終学年の学生は、前学期は9月末日までに、後学期は2月末日までに授業料を納付しない場合は除籍とする。
- (2) 卒業に要する最終学年を除く学生で、前学期は9月末日までに、後学期は3月末日までに授業料を納付しない場合は、除籍する。

(復籍の取扱い)

第5条 前条により除籍された者の復籍は、同条第3号に該当し、「授業料等滞納による除籍者の復籍に関する規程」により許可される場合を除き、認めない。

(除籍日)

第6条 除籍日は、次のとおりとする。

除籍の事由	除籍日
学則第45条に規定する休学期間を超えて復学できないとき。	3月31日
学則第6条に規定する通常の在学年限を超えたとき。	3月31日
授業料等学生納付金を滞納し、再三の督促に応じないとき。	前期 9月30日 後期 3月31日
死亡したとき。	死亡日
所定の手続を経ることなく他の大学等に転学したとき。	学長が決定した日

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月20日から施行する。

附 則

この規程は、2026（令和8）年4月1日から施行する。